

2018年4月26日

香港金融管理局（HKMA）および香港証券先物委員会（SFC）による共同市中協議文書  
「店頭デリバティブ規制枠組みの強化」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、香港金融管理局（HKMA）および香港証券先物委員会（SFC）が本年3月27日に公表した市中協議文書「店頭デリバティブ規制枠組みの強化」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

今般、店頭デリバティブ取引の報告規制におけるLEIの利用や、清算集中義務の拡大、電子取引基盤利用義務となる対象商品に係る基準について提案がなされており、これらは香港における店頭デリバティブ市場の一層の透明化に資するものとする。

一方、今回の提案は、以下のとおり複数の懸念があるため、最終化に当たって斟酌していただきたい。

**1. Question 2:**

Will you have any difficulties adopting the use of LEIs in OTC derivatives trade reporting according to the proposed timelines? If so, please provide details of your difficulties.

（コメント）

米国や欧州規制を踏まえると、LEIを取引報告に利用することに異論はない。

ただし、フェーズ1については、金融機関による取引相手のLEIの確認等に伴う準備作業に配慮し、最終化後6か月から1年程度の十分なリードタイムを設けるようお願いしたい。また、フェーズ2についてのタイムラインは特段問題ないが、香港当局から規制対象者に対してLEI取得を促す働きかけを行うことを検討いただきたい。

（理由）

市中協議文書中、店頭デリバティブ取引報告におけるLEIの利用義務付けの時期は、パラグラフ28(a)～(e)に該当する金融機関等はフェーズ1（最終文書公表後6か月以内）、28(f)に該当する企業はフェーズ2（2020年1月以降）と設定されている。

昨今、欧州のMiFID IIの施行に当たって、（特に欧州外の）取引先のLEIの取得が2018年1月までに間に合わず、結果として、一定の条件のもと、6か月の猶予期間が設定された例<sup>1</sup>があるように、金融機関側の取引相手のLEIの取得やその確認（更新有無も含む）に係る態勢整備には相応の時間を要する。したがって、市中協議文書にある既存の取引報告

<sup>1</sup><https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-issues-statement-lei-implementation-under-mifid-ii>

の多くに LEI が利用されているという理由などをもって、最終文書の公表から 6 か月以内に LEI の利用が開始されることは厳しく、取引報告規制に服する金融機関がスムーズに取引相手の確認等の準備を進めるためには、例えば、最終化後、少なくとも 6 か月から 1 年程度の猶予が必要なものとする。

その点、フェーズ 2 に関しては、十分な時間的猶予があるとする。一方で、28(f)に該当する小規模な企業は LEI 取得に関するインセンティブが相対的に低いため、規制の円滑な導入のためには当局による広報など、積極的な働きかけを行うことが有益とする。

## 2. Question 12:

Do you have any comments or concerns regarding our proposed trading determination process and criteria? If you do, please provide specific details.

(コメント)

電子取引基盤の規制策定における対象商品に係るパラグラフ 72 の 6 つの基準について異論はない。ただし、対象商品選定に当たっては 1 つの基準を過度に重視することなく、他国の規制等も踏まえ、バランスのとれた規制案を提案していただきたい。

(理由)

対象商品選定に係る基準は、すでに施行されている他国規制においても同様の観点で考慮されている。ただし、ある商品はすべての基準に当てはまるわけではない。例えば、SEF (Swap Execution Facility) や MTF (Multilateral Trading Facility) が対応している主要通貨建て (USD、EUR) 金利スワップであれば、多くの基準を満たすものと考えられる。しかし、香港ドル (HKD) 建て金利スワップは、例えば パラグラフ 72 の (b) や (d) の基準に該当する可能性があると考えられるが、(e) の基準には該当しない。仮に当該商品を対象とする場合は、電子取引基盤業者および金融機関の双方で新たな負荷が生じることとなり、コストが規制によってもたらされる効果を上回る可能性や、HKMA・SFC が重視する国際的な協調を阻害する可能性があることに留意すべきである。

したがって、規制案を策定するプロセスにおいて、1 つの基準を過度に重視することなく、他国の規制や関係者の負担等に係る深い分析を行ったうえで、バランスのとれた内容を提案していただきたい。

以 上